

鳥取県中部軟式野球連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、鳥取県中部軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第2条 本連盟の事務所は、本連盟理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、軟式野球を地域全般に普及し、その健全な発展を図るとともに、地域住民の体力向上及びスポーツマンシップの浸透と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国的及び地方的な野球大会の主催、主管及び後援
- (2) 軟式野球の普及発展に関する指導研究
- (3) 軟式野球の技術向上に関する指導研究
- (4) 軟式野球施設の拡充に関する事業
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本連盟の会員は、一般会員及びチーム会員とする。

第6条 一般会員とは、本連盟役員及び本連盟審判部員その他本連盟の目的、事業に賛同する者をいう。

2 チーム会員とは、次条に定めた要件を備え、本連盟に登録したチームをいう。

第7条 チーム会員は、一般チーム及び少年チームとし、いずれのチームも編成は男女問わないものとする。

2 一般チームは、次のいずれかに該当する者で編成されたチームをいう。

- (1) 職域チーム 官公庁、会社、商店及び工場等で同一職場に勤務する者のみによって編成するチーム又は同一職場に勤務する者が登録人員の3分の2以上で編成するチーム。
- (2) クラブチーム 鳥取県内に居住又は勤務する者のみによって編成するチーム。
- (3) 学生チーム 専修学校生、各種学校生及び大学生で編成するチーム。

また、高校生は同一学校又は個人で一般チームに登録することができる。ただし、高校生が学校単位でチームを編成する場合は、クラブ名とする。

3 少年チームは、少年部と学童部とし、次による者で編成されたチームをいう。

- (1) 少年部は、中学生で編成されたクラブチーム。
- (2) 学童部は、小学生で編成されたクラブチーム。

第8条 チームの編成は、次により編成しなければならない。

2 一般チームは、監督を含む選手10名以上20名以内で編成しなければならない。

3 少年チームは、監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上20名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは、成人者でなければならない。

第4章 加盟及び脱退

第9条 チーム会員は、別に定める加盟登録申込書及び会費（登録料）を、別に定める日までに、本連盟に提出及び納入しなければならない。

第10条 一般会員として加盟登録する者は、別に定める申込書を本連盟に提出しなければならない。

第11条 本連盟は、前2条の登録申込書又は申込書を受理したときは、直ちに資格審査をし、会員名簿への登録手続きを行わなければならない。

2 登録申込書又は申込書を提出したチーム又は者は、登録手続きの完了とともに本連盟会員の資格を取得する。

第12条 一般チームの登録は、A級、B級、C級の3級別とし、全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という。）の基準に従い決定するものとする。

第13条 次の者は、チームを構成する代表者、監督、コーチ及び選手（以下「選手等」という。）として本連盟に登録することはできない。ただし、団体の登録又は大会の参加を抹消した場合は、登録することができる。

(1) 学生生徒で本連盟以外の組織に登録している者。

(2) 少年部又は学童部で、硬式ボールを使用している団体に登録又は大会に参加している者。

2 選手等の登録は、同一年度1チームに限りすることができる。

3 前項の規定に関わらず、学童部の選手等の登録は、スポーツ少年団との二重登録は認められる。

第14条 チーム会員は、選手等の登録事項に異動を生じたときは、本連盟にその旨を届出なければならない。

第15条 他の軟式野球団体に加盟しても、公益財団法人日本体育協会が制定したスポーツ憲章及び全軟連の定める競技者規程等を遵守する者は、会員の登録を認めることができる。

第16条 会員は、次の一つに該当するときはその資格を失う。

(1) 本連盟が不適合と認めたとき。

(2) 自ら脱退の意志を表明したとき。

(3) 除名の処置をとられたとき。

第5章 役員

第17条 本連盟に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 1名

(5) 常任理事 若干名

(6) 理事 若干名

(7) 監事 2名

第18条 会長及び副会長は、総会で推挙する。

2 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第19条 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、参与は会務に参加する。

第20条 理事は、総会において選出する。

2 会長が必要と認めたときは、理事会の承認を経て、理事総数の3分の1を超えない範囲において理事を指名委嘱することができる。

3 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づき会務を掌理する。

第21条 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常任理事を選出する。

第22条 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。

2 理事長は、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮る暇がないときは、これを執行することができる。ただし、次の理事会で承認を得なければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 常任理事は、理事長を補佐する。

第23条 監事は、総会において選出し、会計を監査する。

第24条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第25条 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。

第26条 総会は、年1回定時に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集しその議長になる。

第27条 総会は、各チーム会員の代表1名と一般会員をもって構成し、本連盟の重要事項を議決する。

第28条 総会は、総会構成員の半数以上出席しなければ開会することができない。ただし、同一議事について再度招集したときはこの限りでない。

第29条 総会の議事は、出席した総会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第30条 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。

第31条 理事会は、理事3分の1以上出席しなければ開会することができない。ただし、再度招集したとき又は理事会において特に決議した事項についてはこの限りでない。

2 会長及び副会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第32条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第33条 緊急を要する事項で、総会に諮る暇がないときは理事会で代行することができる。ただし、次の総会において承認を得なければならない。

第7章 会 計

第34条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費（登録料）
- (2) 参加金
- (3) 寄附金
- (4) 補助金
- (5) その他の収入

第35条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第36条 会計の決算上繰越金が生じたときは、翌年度に繰越するものとする。

第37条 会長が必要と認めたときは、特別会計を設けることができる。

第38条 会長は、毎会計年度収支予算を編成し、総会の議決を経なければならない。

2 会長は、決算書及び証憑書類を監事の審査に付し、総会の承認を得なければならない。

第8章 部 会

第39条 本連盟の事業運営を円滑に遂行するため、理事会が必要と認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会に関する規程は、理事会の承認を経て部会で定める。
- 3 部会の決定事項等は、理事会に報告しなければならない。

第9章 事 務 局

第40条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

第41条 事務局員の配置及び事務処理に関する規程は、理事会が別に定める。

第10章 規 律

第42条 一般会員である役員及び審判部員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

第43条 チーム会員は、本連盟以外に、その構成員は一つのチーム以外に加入することができない。

第44条 チーム会員及びその構成員が全軟連及び鳥取県軟式野球連盟(以下「県軟連」という。)並びに本連盟の制定する規程等に違反したときは、除名又は大会への出場停止、その他の処分をすることができる。

第11章 規 約 の 変 更

第45条 本規約は、総会において出席者の過半数以上の同意を得て変更することができる。

第12章 雑 則

第46条 本規約の施行について必要な事項の細則は、理事会が別に定める。

第47条 競技運営等に関する事項は、全軟連盟規程、同規程細則、同競技者規程及び競技者規程細則並びに県軟連内規を適用する。

附 則

この規約は、昭和40年4月27日から施行する。

- 2 昭和46年2月19日一部改正
- 3 昭和50年2月22日一部改正
- 4 昭和53年2月25日一部改正
- 5 昭和57年3月7日一部改正
- 6 昭和59年2月26日一部改正
- 7 平成20年2月17日一部改正
- 8 平成25年3月5日一部改正
- 9 平成27年3月5日一部改正